

循環型社会形成推進交付金等Q & A集（浄化槽事業）

目次

【A 地域計画】

A-1～9 地域計画

【B 建物を新築又は増築する際の浄化槽設置】

B-1～3 建物を新築又は増築する際の浄化槽設置

B-4 浄化槽の設置

【C 共同浄化槽】

C-1～2 共同浄化槽

【D 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業】

D-1～3 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

【E 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業】

E-1 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

【F 浄化槽整備効率化事業】

F-1～2 台帳作成費

F-3～8 計画策定調査費

F-9 台帳作成費

【G 地方創生污水处理施設整備推進交付金】

G-1 地方創生污水处理施設整備推進交付金

【H 単独転換・くみ取り転換】

H-1 単独転換・くみ取り転換

H-2～3 単独転換に伴う宅内配管工事

H-4 単独浄化槽の撤去

H-5～6 宅内配管工事費

H-7 2基以上の単独転換・くみ取り転換

H-8 新設と併せて実施する単独転換・くみ取り転換

H-9 特定既存単独処理浄化槽の転換

【I 污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業】

I-1～7 污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）

【J 少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業】

J-1 公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業

J-2～16 少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業

【K 要望額調査】

K-1～4 要望額調査

【L 交付申請】

L-1 交付金額の端数

L-2 県の公共施設

L-3 変更交付申請書、廃止（中止）承認申請書

【M 基準額協議】

M-1～2 浄化槽災害復旧事業（浄化槽設置整備事業）

【N 合併処理浄化槽の更新事業】

N-1～4 合併処理浄化槽の更新事業

N-5 公共浄化槽等整備推進事業における合併処理浄化槽の更新

【O 特定既存単独処理浄化槽の転換】

O-1～2 特定既存単独処理浄化槽の転換

【P その他】

P-1 間接補助事業の支払い

P-2 単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用

P-3 他の補助金・交付金との併用について

【参考】

浄化槽設置整備事業実施要綱等の改正案に係る質疑応答内容（令和5年12月26日）

循環型社会形成推進交付金等Q&A集(浄化槽事業)

令和7年10月29日
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

【A 地域計画】

NO.	項目	質問	回答
A-1	地域計画	浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業において、生活排水処理基本計画をもって循環型社会形成推進地域計画に代える場合、添付書類はどのシートをつければ良いか。	生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合、「本文1基本事項」、「本文表3浄化槽」、「本文総括表」→「生活排水処理基本計画」→「トレンドグラフ」、「対象地域図」の順に添付をお願いします。
A-2	地域計画	新たに施設整備事業を行うため、一部事務組合において施設整備事業の地域計画を作成したいと考えているが、すでに組合を構成する各市町村において浄化槽整備事業の地域計画がある場合、地域計画をどのように作成すればよいか。1つの地域計画とすべきか、又は、施設整備事業は一部事務組合、浄化槽整備事業は各市町村という形で分けて作成する必要があるか。	施設整備事業は一部事務組合が作成、浄化槽整備事業は各市町村がそれぞれ作成している場合や、施設整備事業と浄化槽整備事業を合わせて一部事務組合及び各市町村において1つの地域計画で作成している場合の両方の方法があり、どのように作成するかは事業主体の判断となります。 なお、念のため、施設整備事業と浄化槽整備事業を合わせて1つの地域計画とする作成する場合、地域計画の生活排水に係る目標等は、当該地域全域と、市町村別の両方を記載する必要があります。
A-3	地域計画	A事業主体(広域連合)は本年度で施設整備事業が終了し、来年度以降は、浄化槽整備事業のみを継続して実施していく予定である。 地域計画期間中であるが、浄化槽整備事業のみとなるため、広域連合としてではなく、各市町村において浄化槽整備事業を実施したいと考えている。 (当該広域連合は次年度以降の施設整備の計画はないが、広域連合自体は継続される。) この場合、地域計画期間中に広域連合の地域計画を各市町村の地域計画に分割することは可能か。 または、広域連合が作成する地域計画において浄化槽整備事業を実施する必要はあるか。	広域連合の地域計画を計画期間中に各市町村の地域計画に分割したい場合、現在の広域連合の地域計画を変更承認申請して計画期間を短縮して終了し、翌年度より、各市町村において、新たにそれぞれ地域計画を作成の上、浄化槽整備事業を実施いただければと思います。 なお、広域連合が作成する地域計画において浄化槽整備事業を実施するか、市町村ごとに地域計画を新たに作成して浄化槽整備事業を実施するか、どちらとするかについては、事業主体である各市町村(及び都道府県)においてご判断ください。
A-4	地域計画	生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える計画の場合、地域計画期間はどのように設定すればよいか。 ①生活排水処理基本計画が20年間の計画期間の場合、当該計画期間の範囲内で、地域計画の期間を10年等の長期間で設定して良いか。 ②新たに地域計画を作成する際、現行の生活排水処理基本計画の期間が残り1年の場合、次期生排計画を作成する予定のため、現生排計画の残り1年と次期生排計画期間の4年間をあわせて5年計画として地域計画を作成できるか。	①生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える計画の場合であっても、地域計画作成マニュアルに基づき、原則5年(最長7年)の期間で計画期間の設定をお願いします。 ②生排計画の期間を超えて(跨いで)地域計画を作成することはできません。ご質問の場合は、現行の生排計画の期間内で、1年間の地域計画となります。
A-5	地域計画	地域計画の目標年度について、マニュアル及び本文2-1生活排水シートでは、原則として、計画終了の翌年度とするとされております。浄化槽整備事業については、事業終了時点で汚水処理の未普及解消の効果が生じると考えられるため、計画終了年度と目標年度が同一でも構いませんか。マニュアルどおり、計画終了の翌年度とすべきでしょうか。	浄化槽整備事業については、ご質問のとおり、計画終了年度と目標年度を同一とすることも可能です。
A-6	地域計画	新地域計画作成マニュアル(令和6年3月)において、生活排水処理基本計画をもって地域計画に代える場合は「本文2-1生活排水シート」の提出は不要とのことですが、事後評価の際に提出する「様式9 目標達成状況報告書」及び「様式10 改善計画書」に「本文2-1生活排水シート」に対応して記載すると思われる欄がございます。策定の際に「本文2-1生活排水シート」は不要ですが、事後評価の際には当該シートに対応する部分の記載は必要ということでしょうか。	貴見のとおりです。生活排水処理の内容については、生活排水処理基本計画内から、様式9・様式10の(生活排水の処理)へ転記をお願いします。

A-7	地域計画	事後評価について、様式第9「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」脚注※3には、汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率のものと思われる計算方法の記載がありますが、汚水衛生処理人口、汚水衛生未処理人口は、※3によらず、単純に実績／目標で計算した%を記載すればよいでしょうか。 この場合、汚水衛生未処理人口を単純に実績／目標で計算すると、目標よりも未処理人口を減少させている場合には、%が100を下回り、未達成であるように見えてしまいます。	割合は処理人口・処理率・普及率と読み替えて計算いただければと思います。 (「実績／目標」は「(実績の人口又は率－現状の人口又は率)／(目標の人口又は率－現状の人口又は率)」が100%以上となっていれば、目標達成となります。)
A-8	地域計画	地域計画作成マニュアルにおいて、計画期間は「5年を標準とし、7年を上限とする」とのことであるが、令和9年度から施設整備事業を実施し、浄化槽事業も併せた地域計画を作成する予定となっている。 この場合、令和7・8年度の2年間のみの浄化槽事業の地域計画を作成することは可能か。	可能です。
A-9	地域計画	令和8年4月からの基準額の増額に伴い、事業費が増額となる場合、地域計画の変更は必要でしょうか。	事業費変更の内容が、令和8年4月からの基準額の増額のみの場合には、直ちに地域計画を変更いただく必要はございません。ただし、以下のとおりご対応をお願いします。 ・他の事由により地域計画を変更する際には、基準額の増額についても反映いただくようお願いします。 ・計画期間終了時までには地域計画を変更し、実績報告書に基準額の増額を反映いただくようお願いします。変更の内容が基準額の増額のみの場合には、報告事項として取り扱います。 ・令和8年度当初内示における要望額調査や、次年度の交付申請の際には、地域計画変更前であっても、基準額の増額を考慮した金額での記載をお願いします。

【B 建物を新築又は増築する際の浄化槽設置】

NO.	項目	質問	回答
B-1	建物を新築又は増築する際の浄化槽設置	建物を新築又は増築する際の合併処理浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながるものについて助成の対象とすることとされているが、具体的にどのような場合が助成対象となるのか。	具体的には、汚水処理未普及解消につながらないと考えられる下記の場合を除き、建物(賃貸用や集合住宅を含む)を新築又は増築する際の合併処理浄化槽設置について助成対象となります。 ・合併処理浄化槽を使用している戸建住宅(持家)の使用者全員が転居により建物を新築する際に従前と同一槽の合併処理浄化槽を再度設置する場合 ・合併処理浄化槽を使用している戸建住宅(持家)の使用者全員が建て替えにより建物を新築又は増築する際に従前と同一槽の合併処理浄化槽を再度設置する場合
B-2	建物を新築又は増築する際の浄化槽設置	民間事業者が、宅地開発・住宅建設・販売等を行う場合の浄化槽設置は補助対象となるか。(なお、汚水処理未普及解消につながるものであることを前提とする。)	ご質問のケースでは、浄化槽の設置者である民間事業者が当該浄化槽の使用者となり補助申請を行う場合は対象となりますが、民間事業者が、浄化槽が設置された住宅を個人等に販売するまでの一時的な設置者に過ぎず、浄化槽の実際の使用者が別に存在する場合は、当該民間事業者による補助申請は対象外となります。
B-3	建物を新築又は増築する際の浄化槽設置	浄化槽法第12条の5では、「市町村は、浄化槽処理促進区域内に存する建築物(中略)に居住する者の日常生活に伴い生ずる汚水を処理するために浄化槽を設置しようとするときは、(中略)浄化槽の設置に関する計画(以下「設置計画」という。)を作成するものとする。」と定められている。循環交付金の公共浄化槽事業で補助対象となる公共浄化槽は、浄化槽法で定義される公共浄化槽であり、法第12条の5では「～に居住する者の」とあることから、居住するわけではない(寝泊まりしない)事務所や工場等而建てて浄化槽を設置しようとする場合、浄化槽法で定義される公共浄化槽ではないため、補助対象とならないという理解でよいのか。	ご質問の法第12条の5にいう「建築物(中略)に居住する者の日常生活に伴い生ずる汚水を処理するため」については、当該建築物に住所又は居所がある者の日常生活に伴い生ずる汚水を処理するためであるかどうかにより判断すべきであり(寝泊まりの有無で判断するものではない)、事務所や工場等而建ててそこに住所又は居所がある者の日常生活に伴い生ずる汚水を処理するために市町村が公共浄化槽を設置することは可能と解され、交付金の対象となり得ます。
B-4	浄化槽の設置	浄化槽設置整備事業・公共浄化槽等整備推進事業において、家屋(住宅)以外の店舗や事業所等への浄化槽設置は助成対象となるか。	ご質問の店舗や事業所等についても、浄化槽法に基づく浄化槽の設置であり、汚水処理未普及解消につながるものについては助成対象となります。

【C 共同浄化槽】

NO.	項目	質問	回答
C-1	共同浄化槽	市郊外の住宅団地に設置された大型の集中合併処理浄化槽（共同浄化槽）が、近年経年劣化による老朽化が進んでいる。さらに住民の高齢化、過疎化による人口流出が進み、維持管理費負担の増大が地元住民を圧迫している。今後、集中合併処理浄化槽を廃止し、個別浄化槽（既存住宅に設置）への切替えを検討している。 浄化槽設置整備事業実施要綱第3によると「建物を新築又は増築する際の浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながるものについて助成の対象とすること。」とあるが、本件は、建物の新築又は増築のケースではないため、そもそも汚水処理未普及解消につながるものかどうかの要件が該当せず、また、集中浄化槽から個別浄化槽への切り替えは、既存合併処理浄化槽の更新ではなく新たに個別に設置するものであるため、助成対象となると解釈してよい。	ご質問の場合、集中合併処理浄化槽の廃止に伴って個別に合併処理浄化槽を整備する場合は助成対象となります。浄化槽設置整備事業実施要綱第3では、「建物を新築又は増築する際の浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながるものについて助成の対象とすること」と規定されているところ、ご質問のように集中合併処理浄化槽を廃止して個別に浄化槽を設置するケースにおいて、「建物を新築又は増築する際の浄化槽設置」に該当しない場合（既存住宅への浄化槽設置の場合等）には、上記要綱の規定の適用はありません。
C-2	共同浄化槽	2戸で1基の浄化槽（共同浄化槽）を設置しようと考えており人槽算定をしたところ14人槽になることがわかったが循環交付金の要綱では14人槽の基準額の計算が1戸3.5人とし4戸接続になっている。 今回の場合、2戸にしか接続しないが、共同浄化槽の14人槽の基準額を適用して問題ないか。ただ、配管工事が必要ないため、本体工事費のみ補助対象とし、共同浄化槽として要望すればよい。	地域における生活排水処理を効率的かつ集中的に進めるとの観点から、4戸以上を接続する場合について、交付金交付取扱要領別表5のとおり共同浄化槽の交付金上限額を定めており、ご質問の2戸のように、4戸未満を接続する場合は、別表2又は別表3に定める各人槽の基準額が交付金上限額となります。

【D 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業】

NO.	項目	質問	回答
D-1	環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業	単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を行う際に、既設住宅を建て替えて住宅を新築する場合においても、単独転換・くみ取り転換に該当するか。該当する場合、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の単独転換・くみ取り転換の事業計画額に含めたいのでご教示ください。	単独転換・くみ取り転換は、単独処理浄化槽・くみ取り槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置することを指します。このため、既設住宅を建て替えて住宅を新築するか否かとは関係がなく、ご質問の既設住宅を建て替えて住宅を新築する場合であっても、単独処理浄化槽・くみ取り槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合は、単独転換・くみ取り転換に該当し、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の単独転換・くみ取り転換の事業計画額に含まれます。
D-2	環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	循環型社会形成推進交付金の交付申請書では、様式の改正により、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の6割の要件を満たすことを確認する提出書類は「様式1-2別紙内訳」内に含まれることとなりましたが、地方創生汚水処理施設整備推進交付金の交付申請については、該当の書類がありません。6割の要件を満たすことを確認する提出書類は従来の「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 事業計画書」を使ってよろしいでしょうか。	ご質問いただきました件について、「地方創生汚水処理施設整備推進交付金」では様式を特に定めておりませんので、「循環型社会形成推進交付金」の「交付申請書様式1-2別紙内訳」や従来の「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 事業計画書」を添付するなど適宜の方法により、事業の要件を満たしているかご確認ください。
D-3	環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業	年度途中で、環境配慮事業の要件（事業費の6割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換など）が満たせない状況となった場合は、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の(7)のなお書きにより(5)又は(6)の要件に合致していれば、通常事業（補助率1/3）として実績報告を提出すればよく、変更申請は不要と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 （なお、ご質問は、公共浄化槽等整備推進事業の場合ですが、浄化槽設置整備事業においても同様です。）

【E 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業】

NO.	項目	質問	回答
E-1	公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(5)補助対象範囲について、ここでいう「共同浄化槽（公共浄化槽として市町村が管理するものに限る）」とは、具体的にどのような事例になりますか。	例えば、市町村以外の者（管理組合等）が整備をした共同浄化槽を市町村が公共浄化槽として管理する等の事例が想定されます。

【F 浄化槽整備効率化事業】

NO.	項目	質問	回答
F-1	台帳作成費	県が既存の浄化槽台帳データ(Excelで管理)を環境省の浄化槽台帳システムに入れる場合、データ移行費用は循環交付金の補助対象でしょうか。	Excelで管理されたデータを浄化槽台帳システム(環境省版システム又はそれに平仄のあった他のシステム含む。以下同じ。)に入れる際には、基本的には、データのインポート(取り込み)機能を使用し、職員自らで実行することが可能と考えられるため、助成対象外です。 電子化されていないデータを電子化する費用については、助成対象となります。 ただし、浄化槽台帳システム(環境省版システム又はそれに平仄のあった他のシステム含む)を新たに導入するために、既存の維持管理情報等のデータ(Excel等のデータ)の変換や新システムに対応したデータ化等の業務が必要となる場合に、当該業務が膨大又は複雑等の事情により、職員自らが実行するよりも、外部の事業者等への委託により実施することが必要かつ合理的である場合には、当該業務に要する費用は、浄化槽台帳システム整備に資する、維持管理情報等のデータの電子化に要する費用として補助対象となります。
F-2	台帳作成費	県が整備している既存の台帳システムを環境省システムに平仄が図られるシステムに改修するにあたり、既存システムにおけるデータを変換して改修する新たなシステムに移行する必要があるが、これらのデータ変換やシステム移行に要する費用についても、システムの改修に要する費用として循環交付金の補助対象となるか。	ご質問のデータ変換やシステム移行に要する費用についても、システム改修に要する費用として補助対象となります。
F-3	計画策定調査費	長寿命化計画策定に要する外部委託経費(実施方針の策定をはじめ、長寿命化計画そのものの策定に要する経費)について、公共浄化槽等整備推進事業の浄化槽整備効率化事業費「(3)計画策定等調査費」の対象となるかご教示ください。	浄化槽の長寿命化計画策定に要する外部委託経費は、浄化槽整備効率化事業費「(3)計画策定等調査費」の対象となります。 なお、交付対象となる基準額については、環境大臣に協議し、承認を得た額となります。
F-4	計画策定調査費	浄化槽長寿命化計画策定後、国及び県への提出については市町村が主体となって作成するものであるため、原則として不要との認識で問題ないか。	貴見のとおりです。
F-5	計画策定調査費	個人設置型浄化槽を対象とした長寿命化計画を策定する場合、交付金事業(浄化槽設置整備事業)で整備された浄化槽だけではなく、個人が完全に自費で設置した浄化槽も、浄化槽設置整備事業実施要綱 第3 事業の内容(10)のA及びイが満たされていれば補助対象となり得るか。	貴見のとおり補助対象となり得ます。
F-6	計画策定調査費	長寿命化計画ガイドラインによれば「長寿命化計画は、予防保全の考え方を主とするものであるが、故障・トラブル等の突発的な事象に対する事後対応についても包含するものである。」とされているが、事後対応が主体となるような計画策定は可能か。	事後対応が主体となるということです。予防保全の対応を全く行わないとする計画を策定するということでしょうか。 ガイドラインにおいて、「長寿命化計画は、予防保全の考え方を主とする」と定めているとおりであり、予防保全の対応を全く行わないとするような計画は長寿命化計画には該当しないものと考えております。
F-7	計画策定調査費	浄化槽の長寿命化計画について 浄化槽の躯体・仕切版の補修、担体の補充補修などを実施する場合は、浄化槽内の汚泥・汚水をくみ取りする必要があると思われるが、基準額にくみ取り費用は入っているか。	ご質問にある補修に必要な限りにおいてくみ取り費用も対象となります。
F-8	計画策定調査費	浄化槽設置整備事業の「計画策定等」または、公共浄化槽等整備推進事業の「計画策定等調査費」は、地域計画を策定するための調査費(委託料)において、補助対象となるか。	循環型社会形成推進交付金は、循環型社会形成推進地域計画(地域計画)に基づく事業であり、地域計画自体を策定するための調査費については交付対象外となります。

F-9	計画策定調査費 (令和7年度 予算の拡充メニュー)	令和7年度からの要綱改正(案)に台帳作成費の対象経費に使用料及び賃借料が追加されているが、 ・浄化槽台帳システムに係る端末及びそれに入れるソフトの5年リース料も5年間対象になるか。 ・通信運搬費も対象になっているが、ネット回線使用料も毎年対象になるか。 ・端末、ソフト、ネット回線の使用料及び賃借料も対象となるが、台帳を整備する年に限られるということか。	浄化槽台帳システムのために使用する(それ以外には使用しない)端末やソフト等であれば、その使用料及び賃借料は補助対象となります。 なお、要綱上、補助対象となる期間に制限はありません。
-----	--	--	--

【G 地方創生汚水処理施設整備推進交付金】

NO.	項目	質問	回答
G-1	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	地方創生汚水処理施設整備推進交付金において、「公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業」、「既設浄化槽の改築」、「浄化槽整備効率化事業」を実施する場合、補助対象となるか。	ご質問の、「公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業」、「既設浄化槽の改築」、「浄化槽整備効率化事業」は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に定める循環型社会形成推進交付金交付要綱によって定められた事業であるため、地方創生汚水処理施設整備推進交付金の対象となります。

【H 単独転換・くみ取り転換】

NO.	項目	質問	回答
H-1	単独転換・くみ取り転換	既設住宅にある単独処理浄化槽・くみ取り槽を廃止して合併処理浄化槽を設置するが、単独処理浄化槽・くみ取り槽が住居に密接しており、撤去による住居へのダメージを考慮して、市町村において廃棄物処理法等の関係法令上の問題を生じないことを適切に確認した上で、当該単独処理浄化槽・くみ取り槽の全部又は一部を撤去しない場合、単独転換・くみ取り転換に係る宅内配管工事の助成対象としてよいのか。	単独転換・くみ取り転換は、単独処理浄化槽・くみ取り槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置することを指しますので、ご質問の場合、関係法令上の問題を生じない限り、単独転換・くみ取り転換に係る宅内配管工事の助成対象となります。
H-2	単独転換・くみ取り転換に伴う宅内配管工事	単独転換・くみ取り転換に伴う宅内配管工事費については、水回りのリフォームや家の構造を変えずに軽微な改築等を行う場合は補助の対象とされています。この場合の軽微な改築等に、次の例2点は該当するかご教示ください。 例1) 建築確認申請は伴わない改築だが、間取りや居室の利用形態の一部が変わる場合 例2) 建築確認申請は伴わない改築で、全体の間取りもほぼ変わらないが、リフォームに合わせて洋室だった場所が浴室・洗面所になる場合	ご質問にあるとおり、宅内配管工事費については、家の構造を変えずに軽微な改築等を行う場合は補助の対象としているところ、これは、ご質問のような建築確認申請の有無や居室の利用形態の変更等に関わらず、単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換工事に付帯して行う宅内配管工事費を補助対象(上限30万円)とするとの趣旨であり、それ以外の増改築等に伴う宅内配管工事費は補助対象外となります。 なお、単独転換・くみ取り転換と家屋の増改築工事を一緒に行う場合は、全体の工事費を、上記の補助対象となる宅内配管工事費とそれ以外の工事費に分けた上で、それ以外の工事費については補助対象外となります。
H-3	単独転換・くみ取り転換に伴う宅内配管工事	単独転換・くみ取り転換に際して、水回りの位置変更により宅内配管の延伸等が発生する場合において、位置変更が生じない場合の宅内配管工事費用までは補助対象として扱うことはできないでしょうか。	ご質問の場合、位置変更が生じない場合の宅内配管工事費用を適切に算定した上で、当該工事費用までは補助対象となります。
H-4	単独浄化槽・くみ取り便槽の撤去	単独処理浄化槽・くみ取り便槽が住居に近接し、全撤去すると住居がダメージを受けるおそれがあり、できるだけ撤去はするが一部残した場合、単独処理浄化槽・くみ取り便槽の撤去費用の助成が受けられるのかご教示ください。	ご質問の場合、住居へのダメージを考慮して、撤去が不可能な部分のみ一部残して撤去が可能な部分は全て撤去するものであるため、当該撤去により生活環境及び公衆衛生上の問題を生じない限り、当該一部撤去費用は実施要綱に定める「単独処理浄化槽・くみ取り便槽の撤去に必要な工事費」として補助対象となります。
H-5	宅内配管工事費	上限額30万円の根拠をご教示いただきたい。	標準的な戸建住宅(1階部分が100㎡程度)に対する宅内配管工事費(トイレ、洗面台、風呂、台所等からの排水を合併処理浄化槽に流入させるために必要な管渠や弁の設置及び合併処理浄化槽から側溝までの放流管の設置にかかる費用)は概ね40万円と想定されるため、その金額に対し、3/4(各家庭の汚水量のうち尿以外の生活排水量(洗面台、風呂、台所等からの排水量)の平均的な割合)を公共の負担分として、30万円を上限額としたものです。
H-6	宅内配管工事費	宅内配管の範囲が知りたい。例えば蒸発拡散装置は対象となるか。また、既設配管の撤去は対象となるか。	蒸発拡散装置については放流管の範囲として対象となります。併せて、既設配管の撤去も対象となります。

H-7	2基以上の単独転換・くみ取り転換	敷地内に2軒の住宅があり、くみ取り槽が1基と単独処理浄化槽が1基の計2基が設置されている。 このくみ取り槽1基と単独処理浄化槽1基を撤去して合併処理浄化槽を1基設置し、2軒の住宅から接続する場合、宅内配管工事費及び撤去費の補助対象はどのようなかご教示いただきたい。	ご質問の場合、くみ取り槽が設置されていた住宅及び単独処理浄化槽が設置されていた住宅からそれぞれ合併処理浄化槽に接続するものであり、宅内配管工事費は2軒の住宅から接続する工事費として60万円(30万円×2)が補助対象となります。 また、撤去費については、くみ取り槽1基と単独処理浄化槽1基を撤去するものであるため、くみ取り槽1基の撤去費9万円＋単独処理浄化槽1基の撤去費12万円の合計21万円が補助対象となります。
H-8	新設と併せて実施する単独転換・くみ取り転換	単独処理浄化槽(またはくみ取り槽)を使用している建物1軒があり、敷地内に住宅をもう1軒新築する。 新築の建物と現在の建物2軒分を新設する合併処理浄化槽へ接続し、単独処理浄化槽を撤去したい。 この場合、補助対象範囲はどのようなか。	ご質問の場合、既設住宅において単独転換を行うため、既設住宅の単独処理浄化槽の「撤去費」、既設住宅の「宅内配管工事費」及び合併処理浄化槽の「設置費」が補助対象となります。

【I 污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業】

NO.	項目	質問	回答
I-1	污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2)	加速化事業活用にあたってはアクションプランの点検・見直しが必須か。	アクションプランの進捗状況の点検をしっかりとした上で、加速化の対策を行うということであれば、アクションプランの見直しを行わない場合もあり得るかと思いますが、現状の進捗状況等をきちんと確認するという意味では、点検自体は必須であると思います。
I-2	污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2)	「現地域計画期間内直近年度までの年平均増加ポイント」は計画ベースか、実績ベースか。	直近年度までの増加のパーセンテージを見るという趣旨ですので、実績ベースとなります。
I-3	污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2)	浄化槽整備加速化の「普及率」の計算対象を教えてください。単に過去5年の污水处理人口普及率の平均を取ればよいのか。地域計画は市町村ごとに様々な時期から始まるものであり、教えて欲しい。また、地域計画上は、污水处理人口普及率の他に、污水衛生処理率でもよいことになっているが、地域計画総括表1に採用した方の指標を用いればよいのか。	本事業は、あくまで交付金による浄化槽整備の加速化を図るものですので、交付金事業の前提となる現地域計画の期間で考えていただければと思います。污水衛生処理率でも良いのかという点は、政府として、污水处理人口普及率を污水处理施設の概成に向けた指標として取り組んでいますので、污水处理人口普及率を要件としております。
I-4	污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2)	加速化時事業の要件は、①アクションプランの目標達成、②増加ポイント1.5倍以上の達成のいずれでしょうか。アクションプランの目標達成ができなかった場合は返還になるのでしょうか。	①②の両方が要件となります。 事業実施後に万が一、R8年度のアクションプランの目標達成ができなかった場合は、交付率が1/2から1/3となりますので、その分の交付金は返還になります。
I-5	污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2)	地域計画が今年始まったばかりとか、来年始まる場合はどうしたら良いですか。 前の地域計画にしか数字がない場合は前の地域計画5年とか、7年とかの数字を使うし、今の地域計画ですすでに1年2年分の実績があればその2年間だけの数字を使うということで、比較する対象は流動的になって、自治体ごとに色々な期間を比較対象にするということが良いでしょうか。	趣旨としては、現状実施している交付金事業の実績の数字を見た上で、それを加速化していくという考え方ですので、ご質問の例でいえば、今の地域計画に実績が無ければ前の地域計画の数字を使うことになり、今の地域計画ですすでに1年2年の実績があれば、その1年2年の数字を使うということになります。

I-6	汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2)	汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業について、市町村によっては、アクションプランの目標がR8年度を超えるような場合があり、そのような場合はどのように対応すればよいか。	本事業は、R8年度までの時限措置として、概成に向けた浄化槽整備の加速化を図るものであり、市町村がR8年度を超える目標設定をしている場合には、R8年度までの目標を区切って設定し、その目標の達成に向けた事業を行う必要があります。
I-7	汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業(交付率1/2)	アクションプランの加速化事業の場合のプランの見直しですが、見直した後に交付を受けることも可能でしょうか。	見直した後も可能です。

【J 少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業】

NO.	項目	質問	回答
J-1	公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	A村では公共浄化槽を設置しているが、使用者からは維持管理費用としてではなく、下水使用量に相当する使用料として徴収しているが補助対象となるか。もしくは維持管理は村が行っているため、村が補助対象になることはないか。 A村の理解としては維持管理費(保守点検・清掃・法定検査)は村が支払っており、上水道の使用料に応じて浄化槽使用料を徴収している状況です。	ご質問の下水使用量に相当する使用料というのは、料金の設定の仕方が下水使用量見合いであるということかと思いますが、浄化槽の使用料を徴収しているのであれば、それはあくまで浄化槽の使用に係る費用を徴収しているのであって、浄化槽法上では浄化槽の使用料は保守点検・清掃・法定検査に相当するものと理解していますので、ご質問の場合でも助成対象になります。ただし、交付要件として、適切な事業収支計画の策定(適正な使用料や回収率の設定等)が必要となりますので、ご留意願います。
J-2	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	使用者の月収の要件15万8千円については、世帯で見るべきか届出者だけで見るべきか。	使用者が夫婦など2人いる場合、2人とも月収15万8千円以下である場合が該当します。 いずれかが月収15万8千円以下、2人の収入を合わせたら月収15万8千円以下という趣旨ではありません。
J-3	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	今回の「少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業」については、廃棄物処理施設整備交付金となっているとの説明があったが、循環型社会形成推進地域計画内の額から外れてくるのか(別途計画を作成するのか)。それとも現行の地域計画の計画変更が必要となるのか。	今回、交付金の予算科目が2つになりますが、地域計画を別に作る必要はありませんので、基本的には、現行の地域計画に事業を追加する変更をしていただくことになります。
J-4	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	戸籍情報をもとに交付対象となる者を決めても良いか。	交付対象となる者は、戸籍情報をもとに市町村が機械的に決めるものではなく、交付要件を満たして交付申請を行う者に対して交付を決定するものです。
J-5	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	予算要求の関係で戸籍情報をもとに交付対象となる者を見積もっても良いか。	予算要求の関係ではそのような方法もあり得るかと思います。
J-6	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	個人設置型の浄化槽は、補助金を活用せずに民間が設置したものについても、市町村が維持管理の費用について補助を行っていれば交付対象となるか。	交付要件において、補助金を活用したか否かについては定めていないため、交付要件を満たすのであれば交付対象となります。
J-7	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	交付要件Aについては、住民基本台帳上の世帯人数になるのか。諸事情により住民票は残したまま、体は別の場所にあり、実態としては住んでないというケースはどう対応すればよいか。	住民票により確認する方法が基本的なものだと思いますが、住民票と居住の実態が違う場合は、市町村において個別に確認することになるものと考えます。
J-8	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	交付要件Eについて、3年目に導入を予定するとした場合、導入をしていない1・2年目は補助金の申請を行ってもよいのか。	予定どおり3年目に交付要件Eを導入すれば、1年目・2年目に交付金を申請することに問題はありせん。ただし、3年目に予定どおり導入できない場合、交付要件を満たさないため、本事業を実施したとは認められず、交付金返還となる可能性があります。

J-9	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	交付要件工について、設置台帳は既にあるが維持管理情報はない場合、要件は満たさないという解釈で間違いなか。	ご理解のとおりです。
J-10	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業 地方創生汚水処理施設整備推進交付金	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業は、地方創生汚水処理施設整備推進交付金でも活用できますでしょうか。	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業は、廃棄物処理施設整備交付金交付要綱によって定められた事業であり、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱に定める循環型社会形成推進交付金交付要綱によって定められた事業ではないため、地方創生汚水処理施設整備推進交付金は活用できませんので、廃棄物処理施設整備交付金をご活用ください。
J-11	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	65歳以上の世帯が条件となっていますが、何月何日時点で年齢到達の判断をしたらいでしょうか。	年齢の基準日は申請時点を想定しております。
J-12	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	例えば1筆の敷地内に母屋と離れ、1基の合併処理浄化槽があり、親世帯(65歳以上2名以下)と子世帯で世帯を分けて別々の建物に暮らしている場合ですと、親世帯は要綱上の定義には合致しています。 上記のような場合、補助対象でしょうか。 また、補助対象である場合、維持管理費用の支払いなどを確認し、浄化槽管理者が親世帯である確認は必要でしょうか。 加えて、同居をしていますが世帯分離は可能かと思いますが、親世帯と子世帯で世帯分離しており、要綱上の世帯の要件を満たしていたとしても、同居している場合は補助対象外となるということでしょうか。 (世帯要件以外に、同居の有無等についても確認が必要でしょうか)	ご質問に関しまして、念のため、前提として、「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者と定義されています(国勢調査令第2条第2項参照)。 よって、ご質問にある「親世帯(65歳以上2名以下)と子世帯で世帯を分けて」というのは、親世帯と子世帯の生計が別である場合を指すものであり、各市町村においては、世帯分離の届出の際、生計が別であるか否かについて確認しているものと理解しています。 少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業の要綱上の「世帯」についても上記の定義をもとにしておりますので、これに基づき、ご質問のような個人や家族の事情に関する個別具体的な世帯等の状況については事業主体である市町村において適切に確認・判断いただくようお願いいたします。
J-13	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	浄化槽設置整備事業実施要綱・公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の「イ 市町村への交付期間は3年以内とすること。」とは、1市町村が交付を受けられる期間が3年以内であり、補助メニューが3年以内に終了するという意味ではないということか。	ご理解のとおりです。 維持管理の向上に向けた市町村に対するスタートアップ支援という意味で、3年以内としています。 (例)令和6年4月から事業を開始した場合、令和9年3月までは、国から市町村への交付が受けられる。
J-14	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	浄化槽設置整備事業実施要綱の「エ 当該市町村において、「エ 当該市町村において、継続的な浄化槽の維持管理の実施が確保されるよう、上記の交付期間内に次の(ア)及び(イ)を行うものであること。」とあり、「(ア)対象となる浄化槽について、浄化槽台帳システム等の整備・活用による設置・維持管理情報の把握及び当該情報に基づく指導監督等を通じた適正かつ効率的な管理が図られるものであること。」とされている。 一方で、浄化槽台帳については、市町村ごとに整備しておらず、県として整備を行っている。この場合、県が整備している台帳情報を市町村に提供し、その情報をもとに市町村が指導監督等を行うことで、市町村が台帳整備を行わずとも(ア)の要件を満たすということか。	ご理解のとおり、県が整備した台帳システム等を活用し、県と市町村が連携・協力して、要件エ(ア)に定める適正かつ効率的な管理を行うことにより当該要件を満たすものと考えられます。
J-15	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	交付要件において、『市町村が関与した浄化槽の維持管理の継続的な実施を担保するための措置を導入すること』とあるが、個人設置型の場合、市町村が関与した浄化槽とはどういったものを指すのか(通常の維持管理指導は県で実施)。	要綱上、「市町村が関与した浄化槽の維持管理の継続的な実施を担保するための措置(維持管理一括契約等)を導入すること。」と定められており、該当の市町村において、維持管理の実施を個人任せにするのではなく、市町村が関与して継続的な維持管理の実施を担保するための措置(例えば一括契約等)を導入することを要件としております。 例としては、市町村が官民の連携による協議会や組合等の組織の設置又は参画を行い、当該組織を通じて該当の市町村で一括契約等を導入するなどが考えられますが、具体的には、各地域の実情を踏まえ適切な取組を行っていただければと思います。

J-16	少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	交付要件において、『浄化槽使用者の所得が月収15万8千円以下』とあるが、月収の考え方として、『前年度の年間の世帯所得を12月で割ったもの』という理解でよいのか。	ご質問にある「世帯所得」ではなく、2人世帯の場合「使用者それぞれの収入」が(2人とも)要綱に定める「月収15万8千円以下」であるかを確認します。 一般的に、補助金の申請者が、補助要件を満たす旨を示す書類を添付して申請するものであり、この添付書類は事業主体である市町村において適切に定めるとともに内容を確認願います。 なお、所得証明書等を元に、年間収入を12か月で割って計算とすることは差し支えありません。
------	--------------------	--	--

【K 要望額調査】

NO.	項目	質問	回答
K-1	要望額調査	R5に設置基数の増加を考えているが、R5当初予算に要望すると、R4補正予算で要望してR5に繰り越す形のどちらが環境省としてはよいのか。	計画的な基数の増加である場合はR5当初予算として要望いただくのが通常かと思いますが、市町村において前倒してR4補正において要望することを考えているということであれば、R4補正で要望いただいても構いません。
K-2	要望額調査	今回の補正予算の要望において事業費のトータルが地域計画上の金額を上回る場合、今回の補正予算において地域計画の変更をしなければならないのでしょうか。	事務連絡に記載しているとおり、事業費が増加になる場合は地域計画の変更が必要となります。
K-3	要望額調査	当初予算の内示にかかる要望額調査は12月中旬～下旬頃発出される予定でしょうか。	当初予算案が閣議決定された後に、要望額を調査することになりますので、例年ペースだと12月下旬頃となる見込みです。
K-4	要望額調査	また、今回の補正予算については、冒頭に「今年度中に執行が見込まれる」という説明があったが、確実な実績(基数が計上されること)を求めているのか。それとも年度間調整も含めて、不用額を出さずに交付金を全額受入できれば良いということか。	確実な実績までは求めておりませんので、今年度中に執行が見込まれるものを要望いただければと思いますが、結果として進捗が下がったことにより年度間調整(増額調整)となることは制度上許容しております。

【L 交付申請】

NO.	項目	質問	回答
L-1	交付金額の端数	<質問1> 様式1-2について、「単年度交付額($T + \alpha$)※計算上の上限額」(浄化槽設置整備事業の場合)が内示額よりも1千円だけ少ない額が算出される場合であっても、「交付金額(申請額)」は内示額と同額を記載してもよいのか。 <質問2> 「単年度交付額($T + \alpha$)※計算上の上限額」が1千円多い額が算出される場合は、どのように記載したらよいのか。	<回答1> 「単年度交付額($T + \alpha$)※計算上の上限額」が内示額よりも1千円だけ少ない額が算出された場合、その額が単年度交付額の上限となりますので、「交付金額(申請額)」を内示額と同額とすることはできません。算出された単年度交付額を上限として交付金額(申請額)を記載いただきますようお願いします。 <回答2> 「単年度交付額($T + \alpha$)※計算上の上限額」が内示額よりも1千円多い額が算出される場合は、内示額が「交付金額(申請額)」となります。
L-2	県の公共施設	県の公共施設に設置された単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換したいと考えている。この場合、循環交付金の対象とすることができるか。県が市町村に対して申請書を提出することになるかと思うが、その場合問題はあるか。	浄化槽設置整備事業の対象は、個人や事業者が浄化槽を設置する場合だけでなく、県が設置する場合もあり得るため、その場合、交付対象となり、ご質問の申請書の提出も可能です。念のため、事業主体の要綱等で補助対象とできるかどうかについては、ご確認ください。 なお、公共浄化槽等整備推進事業については、「浄化槽法に規定する公共浄化槽及び市町村が所有する公的施設に整備される浄化槽」となりますので、県の所有する公共施設に設置された浄化槽については、補助対象外となります。
L-3	変更交付申請書、廃止(中止)承認申請書	当該年度の実績が無かった場合、交付決定を受けている国費を0円に変更したい。この場合、「交付決定変更申請書」と「中止(廃止)申請」のどちらで提出すればよいのか。	特に事情の変更(典型的には災害など)があって事業を中止(廃止)するわけではなく、単に住民から申請が来なかった等の場合であれば、「中止(廃止)申請」ではなく、「交付決定変更申請書」にて提出をお願いします。 なお、交付対象事業費の実績がない場合、年度間調整(増額調整)を行うことはできませんので、ご注意ください。 また、交付決定額が0円となっている場合、年度末の「実績報告書」の提出及び都道府県が行う「額の確定」は不要となります。

【M 基準額協議】

NO.	項目	質問	回答
M-1	浄化槽災害復旧事業(浄化槽設置整備事業)	・令和6年5月14日付け「環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 事務連絡(循環型社会形成推進交付金交付取扱要領7.(2)及び別表3(浄化槽設置整備事業)に基づく浄化槽災害復旧事業の基準額協議の取り扱いについて)」は、浄化槽災害復旧事業を実施する場合であるため、「浄化槽設置整備事業」を行う市町村が対象ということか。 ・浄化槽設置整備事業であるが、事務連絡のような場合においては、公共浄化槽等整備推進事業の基準額が適用されるのか。	・貴見のとおりです。 ・公共浄化槽等整備推進事業の基準額を適用ということではなく、市町村が算定した浄化槽災害復旧事業に要する費用(被災した浄化槽の入れ替えにおける新規の浄化槽設置費及び宅内配管工事費並びに既存の浄化槽撤去費の合計)の助成額が、浄化槽災害復旧事業の交付取扱要領別表4(公共浄化槽等整備推進事業)の第2欄に定める基準額(浄化槽設置費及び宅内配管工事費並びに単独処理浄化槽の撤去費の合計)以下の場合は、市町村長から都道府県知事に提出される交付申請書における交付対象経費の審査の中でその旨の確認がなされることで足り、別途、環境大臣への基準額協議は要しないものとして取り扱うこととするものです。
M-2	浄化槽災害復旧事業(浄化槽設置整備事業)	撤去費は、被災した合併処理浄化槽を撤去するとき(単独処理浄化槽でなければ)補助対象とならないのか。	被災した合併処理浄化槽の撤去を行う場合は、単独処理浄化槽の基準額12万円以内であれば、協議なしで補助可能です。12万円以上費用がかかる場合は、基準額協議となります。

【N 合併処理浄化槽の更新事業】

NO.	項目	質問	回答
N-1	合併処理浄化槽の更新事業(案) (令和7年度予算の拡充メニュー)	浄化槽事業に係る拡充メニューにあります「浄化槽の更新事業」に係る設置費の交付基準額は、通常の浄化槽の整備事業と同額でよろしいか。	ご認識のとおりです。
N-2	合併処理浄化槽の更新事業(案) (令和7年度予算の拡充メニュー)	①合併処理浄化槽の更新事業については、更新する浄化槽が設置から最低何年経過していることや、何年使用されていることなどの基準はあるか。 ②浄化槽長寿命化計画は、事業主体(市町村)が作成するのか。また、環境省への提出は必要か。 ③その他に要件はあるか。	①要綱上、ご質問のような経過年数等の基準は定めておらず、要綱に定める要件を満たす浄化槽が交付対象となります。 ②浄化槽長寿命化計画は、事業主体(市町村)が作成するものになります。また、弊省への提出は不要です。 ③要綱上、その他の要件は定めておりません。
N-3	合併処理浄化槽の更新事業(案) (令和7年度予算の拡充メニュー)	新旧対照表(案)に記載されている、「浄化槽の長寿命化計画等(維持管理用要領書を服務)」の意味合いについて、確認したい。 メーカーの浄化槽をインターネットで検索すると、メーカーが「維持管理要領書」を作成しているが、その維持管理要領書を指しているということでしょうか。	ご認識のとおり、メーカーが作成している維持管理要領書となります。その維持管理要領書に基づいて、浄化槽を長寿命化するための措置が適切に行われていることが要件となります。
N-4	合併処理浄化槽の更新事業(案) (令和7年度予算の拡充メニュー)	既設の合併処理浄化槽の撤去費及び宅内配管工事費は対象となるか。	既設の合併処理浄化槽の撤去費は補助対象となります。なお、既設の合併処理浄化槽の更新の際、通常、宅内配管を変更するものではないため、宅内配管工事費は補助対象外となります。
N-5	公共浄化槽等整備推進事業における合併処理浄化槽の更新	公共浄化槽等整備推進事業における老朽化した合併処理浄化槽の更新について、過去に循環型社会形成推進交付金の交付を受けたものでなければ、補助対象とはならないのか。	合併処理浄化槽の更新に係る要綱の要件を満たすものであれば、過去に循環型社会形成推進交付金の交付を受けたものでなくても、補助対象となります。

【O 特定既存単独処理浄化槽の転換】

O-1	特定既存単独処理浄化槽の転換 (令和7年度予算の拡充メニュー)	特定既存単独処理浄化槽の転換にかかる事業は、「宅内配管工事費」、単独処理浄化槽の「撤去費」、単独処理浄化槽を「雨水貯留槽等に再利用するために必要な工事費」も補助対象となるか。	ご認識のとおり、宅内配管工事費、単独処理浄化槽の撤去費、雨水貯留槽等への再利用については、特定既存単独処理浄化槽の転換にかかる事業においても補助対象となります。
O-2	所得 (令和7年度予算の拡充メニュー)	・特定既存単独処理浄化槽の転換に係る補助要件について、要綱では使用者の「所得」が「月収」15万8千円以下としています。「所得」とされているので、給与所得控除を差し引いた金額が基準となるのでしょうか？ ・「月収」となっているので、給与の総支給額が基準となるのでしょうか？ ・1月あたりの金額を算出する際は、年間の「所得」または「年収」を12か月で割り戻した金額が基準となるのでしょうか。	・通常、所得証明書等を元に計算するものと考えられ、控除後の額が所得となります。 ・給与のみに限らずすべての所得の合計額が基準となります。通常、所得証明書等が元になるかと思われます。 ・年額/12か月の計算とすることは差し支えありません。

【P その他】

NO.	項目	質問	回答
P-1	間接補助事業の支払い	浄化槽設置整備事業について、年度内に住民への支払いが完了しない場合であっても補助対象として問題ないか。また、当該年度の実績に含めても良いか。	間接補助事業においては、間接補助金等の交付がなければ補助事業が完了したとはいえないとされているところ、浄化槽設置整備事業は、環境省から市町村に交付された交付金を住浄化槽管理者に間接交付するものであり間接補助事業にあたるものであるため(下記に示す決算検査報告(会計検査院)の1(1)図2を参照)、年度内に市町村から浄化槽管理者への間接補助金の交付が完了している必要があります。 https://report.jbaudit.go.jp/org/h23/2011-h23-0471-0.htm その上で、当該年度に補助事業を実施した実績については、当該年度の実績報告へ含めていただくようお願いいたします。
P-2	単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用	メニューにおける「等」には雨水貯留槽以外の何が含まれるのでしょうか。	雨水貯留槽以外には、防火水槽などが含まれます。
P-3	他の補助金・交付金との併用について	住宅を新築するとともに合併処理浄化槽を設置する場合、建物に対して、「循環型社会形成推進交付金」以外の補助金の交付を受ける場合は、浄化槽について循環型社会形成推進交付金の補助対象外となるか。	他の補助金・交付金の制度については、各問合せ先へご確認いただければと思いますが、循環型社会形成推進交付金交付要綱第2 2. 交付対象事業において、「(他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。)」としており、循環型社会形成推進交付金の補助対象とする部分(浄化槽の設置費など)について、他の補助金等と重複していない場合は、補助対象となり得ます。

浄化槽設置整備事業実施要綱等の改正案に係る質疑応答内容

2023/12/26

環境省浄化槽推進室

(QA集)

NO.	質問	回答
1	①都道府県への要綱等の改正通知の送付時期は令和6年3月末という認識でよろしいか。 ②要綱等の施行日は令和6年4月1日という認識でよろしいか。	①今回の要綱等の改正は、令和5年度補正予算(令和5年11月29日成立)による予算措置に係るものであり、改正の通知は、令和6年3月末より早く、財政当局との協議が終了次第、速やかに発出する予定です。 ②上述のとおり、今回の要綱等の改正は、令和5年度補正予算による予算措置に係るものであるため、施行日は令和6年4月1日ではなく、財政当局との協議終了後の要綱等の改正日から施行し、令和5年度補正予算にかかる交付金事業から適用することとしております。
2	【要綱改正案】 市町村は、本事業による助成を受ける者から次に掲げる書類を提出させることにより、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第7条及び第11条に基づく法定検査の実施を確認すること。 ア 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し(浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類) イ 浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写し 【質問】 ①イの「浄化槽法定検査契約書等」について、検査受検料支払い後の「領収書」は含まれるでしょうか。 ②「浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類」とはどのような書類が想定されますでしょうか。 【お聞きする理由】 検査受検料支払い後の「領収書」=法定検査が担保されると判断し、上記領収書の添付を求める市町村が複数ございます。(料金を支払った=検査を受けるはず、と判断する。) 当方としては、含まれると思うのですがいかがでしょうか。	①「浄化槽法定検査契約書」は例示であり、ご質問の「領収書」をもって法定検査の実施を確認することができるのであれば含まれます。 ②浄化槽法に定める保守点検又は清掃を自ら行うことが可能であることが分かる能力・設備・技術等を有することを証明する書類を提出させることを想定しております。
3	【質問:事業の要件関係】 ①-1「保守点検及び清掃並びに同法第7条及び第11条に基づく法定検査の実施を確認すること」とは、実際に実施を確認する必要がありますか？ ①-2清掃や11条検査は、設置から約1年後まで実施の確認はできませんが、交付した後に追跡調査を行うという意味でしょうか？ ①-3追跡調査を行う場合においては、実施が確認できなかった場合は要件を満たさないとして返還の対象となるのでしょうか？ ②-1「浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し」は、市町村への交付申請の段階で必要となりますか？ ②-2契約書を作成しない場合においては、業者に依頼をする旨の誓約書などの書類での対応でもよろしいでしょうか？ ③「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写し」は、従前どおり検査依頼書も可としてよろしいでしょうか？	①-1 ご質問の「実際に実施を確認する」とは具体的にどのような方法をお考えなのか必ずしも分かりませんが、そのような確認方法を必要とするものではなく、要綱改正案において、「本事業による助成を受ける者から次に掲げる書類を提出させることにより、浄化槽法第10条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第7条及び第11条に基づく法定検査の実施を確認すること。」と定めているとおり、要綱に規定する書類を提出させることにより実施を確認することとしております。 ①-2、①-3 繰り返になりますが、要綱に規定する書類を提出させることにより清掃や11条検査の実施を確認することとしており、ご質問のような意味ではありません。 なお、交付金の交付を受けた設置者が、保守点検、清掃、11条検査を実施していないことが判明した場合には、市町村より当該設置者に対して実施の指導を行い、それでもなお実施されない場合は、要綱に定める事業の要件を満たしていないものとして、交付金の交付決定の取消及び返還の対象となります。 ②-1 市町村が交付決定を行うに当たり、事業の要件を満たしているかを確認するために必要となりますので、原則として交付申請の際に必要となります。 ②-2 「業務委託契約書」は例示であり、ご質問の誓約書などの書類をもって保守点検や清掃の実施を確認することができるのであれば差し支えありません。 ③「浄化槽法定検査契約書」は例示であり、ご質問の検査依頼書をもって法定検査の実施を確認することができるのであれば差し支えありません。

NO.	質問	回答
4	今回の改正により、以下の記載が追加となりましたが、これは今年度から適用となり、すでに今年度助成済みの申請者から提出が必要となりますでしょうか。 (5)事業の要件 市町村は、本事業による助成を受ける者から次に掲げる書類を提出させることにより、浄化槽法第 10 条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第7条及び第 11 条に基づく法定検査の実施を確認すること。 ア 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し(浄化槽を設置する者が自ら保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類) イ 浄化槽法第7条及び第 11 条に基づく浄化槽法定検査契約書等の写し また、上記のイについて、法定検査で契約を結んでいるケースはあまりないと思いますが、契約書等の等とは、検査申込書や検査結果証明書を指していらっしゃるのでしょうか。	今回の要綱等の改正は、令和5年度補正予算による予算措置に係るものであるため、令和5年度補正予算にかかる交付金事業から適用することとしております。よって、ご質問のような今年度助成済みの申請者からの提出は要しません。 また、「業務委託契約書」は例示であり、ご質問の検査申込書をもって法定検査の実施を確認することができるのであれば差し支えありませんが、検査結果証明書は、法定検査の受検後に指定検査機関より交付されるものであるため、通常、交付申請の際に提出することは難しいと考えられ、該当の書類としては想定しておりません。
5	(5)事業の要件に、助成を受けるものから提出させる書類として、ア 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写しとされていますが、保守点検業者との契約書については周知期間を設ければ対応可能と思いますが、清掃業者との契約書の写しを外していただけますでしょうか。 理由は、本県の多くの地域で、清掃業者と書面での契約をしていないためです。 これは、市町村が地域ごとに1業者のみに清掃業の許可をしており、市民に業者選択の余地がなく、清掃ごとに汲み取り量に応じて決められた(市町村により認可された)料金を支払うため、契約を書面でかわす慣習がないためです。 無理に書面での契約をさせようとすると、(清掃業者にもメリットがないため、)清掃業者がハンコ代を請求することになりかねません。 必要書類から、清掃業者との契約書の写しを外していただくか、既に決まってい外せないのであれば、契約書の写しに相当する書類として、定期的に清掃業者へ清掃を依頼する旨の設置者の誓約書を、認める運用にしていきたいです。	「業務委託契約書」は例示であり、ご質問の誓約書をもって保守点検や清掃の実施を確認することができるのであれば差し支えありません。
6	維持管理関係の書類について、「市町村が交付決定を行うに当たり、事業の要件を満たしているかを確認するために必要となりますので、原則として交付申請の際に必要となります。」と御回答いただいておりますが、本県では、申請時には保守点検業者等が未定で、設置後に保守点検業者等と契約している場合が多く、市町村では設置後の完了報告書で保守点検業者等との契約書の提出を求めています。 また、本県の法定検査申込書には使用開始年月日を記載する必要があり、設置前の使用開始年月日が未定の状況では提出が出来ない状況となっております。 完了報告時に契約書が確認出来ない場合は補助金を交付しない取扱いとなっているため、改正後「事業の要件」を満たしていると考えておりましたが、よろしいでしょうか。	事業の要件を満たしていると思われるので差し支えありません。

NO.	質問	回答
7	No.3 ②-1「浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し」は、市町村への交付申請の段階で必要となりますか？ という質問に対して、 ②-1 市町村が交付決定を行うに当たり、事業の要件を満たしているかを確認するために必要となりますので、原則として交付申請の際に必要となります。と回答をされております。 現状、本県ではこれらの契約書の写しを実績報告書提出時に添付をするよう求めています、それでは不十分ということでしょうか？それとも例外として認めていただけるものではないでしょうか？ [理由] 保守点検等の契約書の条項に、契約期間を記載する箇所がありますが、交付申請書提出時には具体的な契約期間が確定できないため(浄化槽の使用開始日が未定)契約の締結が不可能であると考えます。 ※仮に使用開始予定日をもって、契約期間を定めた場合、実際の使用開始日と齟齬が生じた際、契約の再締結等が必要となり効率的ではありません。(この場合正式な契約として成り立っているのかという疑念も残ります)	ご質問では、「契約書の写しを実績報告書提出時に添付をするよう求めている」とのことですので、事業の要件を満たしているものとして差し支えありません。
8	浄化槽設置整備事業実施要綱の一部改正案について、県内の市から質問を受けており、その関係で次のとおり問合せをしますので、ご回答のほどよろしくお願いします。 ○ 現時点では、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを、市への実績報告の段階で提出を受けている。 交付申請の段階では、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との契約に至っていない事がほとんどなので、契約書の提出を求めている。 業務委託契約書の写しの提出時期を実績報告の時点とする運用を今後も継続した場合、事業の要件を満たさない事になるのか？	ご質問では、「浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写しを市への実績報告の段階で提出を受けている。」とのことですので、事業の要件を満たしているものとして差し支えありません。